

報 道 資 料

発表日：平成25年9月10日（火）
所 属：総務部知事公室防災統括室
防災通信係：吉村、西川
電 話：0742-27-8456（ダイヤル）
内 線：2285
E-mail：bosai@office.pref.nara.lg.jp

奈良県倉庫協会との災害協定締結について

大規模災害時において、民間の倉庫協会の倉庫を活用することで、被災地へ迅速に救援物資を提供することを目的として、以下のとおり協定を締結しました。

1. 協定内容 県からの要請により
 - ・ 救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を実施
 - ・ 物資の保管等に関する助言等を行う者を派遣

2. 協定締結団体
名 称 奈良県倉庫協会
会 長 福本 圭志（株式会社アサヒ倉庫 代表取締役社長）

3. 締結日時
平成25年9月10日（火）

4. 参考資料
 - ・ 協定書
 - ・ 県内倉庫協会会員一覧

災害時における救援物資の保管等に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奈良県内に地震、風水害その他の災害が発生し、奈良県災害対策本部が設置された場合又は都道府県間相互の応援措置を実施する場合において、甲が、乙に対して要請する救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫（以下「物資の保管等」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（物資の保管等に関する要請）

第2条 甲は、物資の保管等が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物資の保管等を要請する。ただし、文書により要請できない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、物資の保管等を実施する上で、必要と認めるときは、別記第2号様式により乙に対し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を要請する。

（保管及び派遣の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、可能な限りこれに協力し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を行うものとする。この場合において、乙は物資の保管を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請により物資の保管等を行った場合は、別記第3号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第2条第2項の規定による要請により派遣を行った場合は、別記第4号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用をいう。以下「保管料等」という。）は、甲が負担する。この場合において、倉庫に係る保管料等は、災害発生時直前における奈良県の事業者が定めている料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 第3条の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(保管料等の支払)

第6条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(事故発生等の際の取扱い)

第7条 事故の発生等により乙会員事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに甲に対し、別記第5号様式によりその状況を報告し、甲乙協議して適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害の負担)

第8条 物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

(補償)

第9条 第3条の業務を実施するに当たり派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(情報提供)

第10条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び物資の保管等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第11条 甲及び乙は、災害発生に備え、物資の保管等に関する防災訓練を甲乙協議のうえ、実施するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、別記第6号様式により相互に通知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、廃止する場合を除き、その効力を有するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月10日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井正吾

乙 奈良県大和郡山市横田1092-1

日本通運株式会社奈良支店内

奈良県倉庫協会

会長 福本圭志

奈良県倉庫協会会員一覧

番号	会社名	住所
1	(株)アサヒ倉庫	奈良県生駒郡安堵町窪田1134-1
2	明日香運送(株)	奈良県高市郡明日香村大字岡45-1
3	(株)共立	大和高田市大東町2-2
4	近畿商工(株)	大和郡山市池沢町149-3
5	(株)合通 奈良支店	大和郡山市馬司町679-1
6	サカモト物流(株)	奈良県生駒郡安堵町大字窪田1135-7
7	ジャパンクリエイト(株)	奈良市池田町178-6
8	センコー(株) 奈良倉庫営業所	大和郡山市横田町141-1
9	(株)辻本運送	天理市西長柄町656
10	奈相流通(株)	天理市櫛本町3200
11	奈良三笠運輸(株) 名阪営業所	奈良市小倉町49-2
12	西川運輸倉庫(株) 物流センター	葛城市新村117-2
13	日本通運(株) 奈良支店	大和郡山市横田町1092-1
14	原口運輸商事(株)	天理市南六条町122-1
15	阪神不動産(株) 奈良営業所	奈良市針ヶ別所町183